

改正

平成30年8月10日上下水道部告示第10号

地下水利用専用水道から橿原市上水道への転換に係る水道料金軽減要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原市上水道給水条例(昭和36年橿原市条例第28号。(以下「条例」という。))第33条の規定に基づき、地下水利用から橿原市上水道(以下「上水道」という。)へ転換する者に対する水道料金の軽減について必要な事項を定める。

(軽減の対象者)

第2条 この要綱による水道料金の軽減の対象者(以下「軽減対象者」という。)は、地下水利用のための水道施設(以下「地下水施設」という。)を所有し、かつ、利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、地下水施設の廃止又は封鎖をすることで地下水の利用を止め、上水道へと転換する者とする。

(1) 現に上水道を継続して1年以上使用している者

(2) 現に地下水を継続して1年以上使用している者

2 前項の廃止とは、地下水施設を撤去する等の方法により将来にわたって当該施設による地下水の利用が不可能な状態にすることをいい、封鎖とは、地下水施設の封印等により当該施設による地下水の利用が直ちにできない状態にすることをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、軽減対象者としな

(1) 条例第23条第1項に規定する従量料金のうち浴場用の適用を受けている者

(2) 条例第23条第3項及び橿原市上水道給水条例施行規程(平成10年橿原市水道事業管理規程第1号)第39条第1項の規定によって料金の算定を受けている者

(3) 水道料金及び下水道使用料を滞納している者

(4) その他橿原市上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が不適当と認める者

(軽減の申請)

第3条 軽減対象者で水道料金の軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地下水転換に係る水道料金軽減適用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。申請した事項に変更が生じる場合についても、同様とする。

(1) 廃止又は封鎖をする地下水施設の性能(1日最大給水量を含む。)及び地下水使用水量等が確認できる書類

(2) 地下水施設に設置されている水量計量機器の設置場所等が確認できる書類

(3) その他管理者が必要と認める書類

(軽減の決定等)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、必要な審査を行った上で、水道料金の軽減の適否を決定し、軽減を行う場合は水道料金軽減決定通知書(様式第2号)により、軽減を行わない場合は水道料金軽減不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(基準水量の算定)

第5条 管理者は、前条の規定により水道料金の軽減を行う場合には、基準水量(第3条に規定する申請の日の属する月前3年間の上水道給水量の1か月当たりの平均値をいい、当該値に1立方メートル未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を算定し、水道料金軽減決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の算定において、漏水等の事由により過大な上水道給水量が含まれる場合その他管理者が必要と認める場合は、過去の上水道の使用実績等を考慮して算定するものとする。

3 管理者は、基準水量の算定に当たって必要があると認めるときは、現地調査を実施するものとする。

4 基準水量の算定の結果、基準水量が50立方メートルに満たない場合においては、基準水量は50立方メートルとする。

(基準水量の変更申請)

第6条 第4条に規定する水道料金軽減決定通知を受けた者（以下「軽減適用者」という。）は、上水道を利用する施設の増築、減築等の理由により上水道給水量の増減が見込まれる場合は、あらかじめ基準水量変更申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（基準水量の再決定）

第7条 管理者は、前条の申請書の提出（以下「変更申請」という。）があったときは、必要な審査を行った上で、次に掲げる算式によって基準水量の再決定を行う。

変更申請前の基準水量×変更申請後の1日最大給水量／変更申請前の1日最大給水量

2 管理者は、前項に定める再決定を行った場合は基準水量再決定通知書（様式第5号）により軽減適用者へ通知するものとする。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更申請によらず、基準水量の再決定を行うことができるものとする。

- (1) 現地調査等により基準水量の値に変更が確認された場合
- (2) 軽減適用前後における上水道給水量に著しく差異を認めた場合
- (3) その他管理者が必要と認めた場合

4 前項の規定による基準水量の再決定をした場合において、基準水量が増えたときは、管理者は当該基準水量が変更されたと認められる時に遡及して水道料金を再算出し、当該再決定に伴う水道料金の差額を軽減適用者に請求するものとする。

（軽減の期間）

第8条 水道料金の軽減は、地下水から上水道に転換して使用していると認められる期間を対象とする。

（軽減適用の開始）

第9条 水道料金の軽減は、第4条の規定による軽減の決定をした日以降最初の条例第24条の規定による水道メーターの点検に係る月分の水道料金から開始するものとする。

（軽減による水道料金の算出）

第10条 水道料金の軽減は、基準水量を超過した部分の上水道給水量に係る水道料金に対して行うものとし、条例第23条に定める従量料金の単価に50パーセントを乗じて算出する。

2 前項の規定によって従量料金の単価に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

（地下水利用量の報告）

第11条 地下水施設を封鎖した軽減適用者は、軽減適用決定後速やかに、地下水不使用届出書（様式第6号）により、当該水栓地において地下水を使用しない旨を届け出なければならない。

（地下水利用専用水道の利用再開）

第12条 軽減適用者は、封鎖した地下水施設を稼働し、地下水の利用を再開するときは、書面で当該再開する日をあらかじめ管理者に申し出なければならない。

（軽減の取消し）

第13条 軽減適用者は、水道料金軽減取消申請書（様式第7号）により管理者に対し水道料金軽減の取消しを申請することができる。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、水道料金軽減取消承認書（様式第8号）により軽減適用者に通知するものとする。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には軽減の決定を取り消すものとし、水道料金軽減取消通知書（様式第9号）により軽減適用者に通知するものとする。

- (1) 軽減適用者から条例第18条第1項及び第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 第11条の報告に虚偽があると認められたとき。
- (3) 軽減適用者から前条の申出があったとき。
- (4) 軽減適用者が水道料金を納期限内に納付しないなど、義務を誠実に履行しないとき。
- (5) 軽減適用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他管理者が不相当と認めたとき。

4 前項の規定による軽減の取消しは、軽減の適用要件を満たさなくなった時に遡及して行うものとし、管理者は軽減額の精算を行い、当該取消しによる水道料金の差額を軽減適用者に請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則 (平成30年8月10日上下水道部告示第10号)

この要綱は、告示の日から実施する。

年 月 日

(宛先) 榎原市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者職氏名)

電話番号

地下水転換に係る水道料金軽減適用申請書

以下のとおり、地下水利用から榎原市上水道への転換に係る水道料金の軽減の適用を申請します。

お客さま番号		口径	mm
軽減の適用を受けようとする水栓地及び施設名等	水栓地		
	施設名	電話番号：	
地下水利用開始年月日	年 月 日		
地下水から上水道への転換年月日	年 月 日		
地下水施設の状態	年 月 日 廃止・封鎖 (封鎖の場合、その封鎖方法)		

(裏面)

<p>同意事項</p>	<p>次の事項について、同意します。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 水道料金の軽減に当たり、市担当職員が現地で給水装置、地下水施設等を確認することを受け入れること。(2) 現在、隔月検針により水道料金等の支払いをしている場合は、水道料金の軽減が適用された後、管理者の要請がある場合は、毎月検針に変更すること。(3) 水道料金の軽減が適用された後に、地下水を使用しない旨を書面により届出すること。なお、届出に反して地下水の利用が明らかとなった場合は軽減の適用が取り消されること。(4) 水道料金の軽減が適用された後に、市担当職員が現地で必要に応じて地下水利用状況等を確認することを受け入れること。(5) 地下水利用を再開する場合は事前に管理者へ申し出ること。その場合は水道料金の軽減の適用が取り消されること。(6) 軽減の適用の取消しは、適用要件を満たさなくなった時に遡及して取り消されるものとし、軽減額の精算が行われること。
<p>添付書類等 (添付済みの場合はレ点記入)</p>	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 廃止又は封鎖をする地下水施設の性能（1日最大給水量を含む。）及び地下水使用水量等が確認できる書類<input type="checkbox"/> 地下水施設に設置されている水量計量機器の設置場所等が確認できる書類<input type="checkbox"/> 過去3年間の地下水利用状況の分かる書類

年 月 日

様

榑原市長

水道料金軽減決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地下水利用から榑原市上水道への転換に係る水道料金軽減の適用については、審査の結果、以下のとおり決定しましたので通知します。

お客さま番号		
軽減の適用がされる 水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
基準水量 (1か月当たり)	m ³	
決定日	年 月 日	
軽減適用の開始月	年 月分から	
備考	施設の増減築等により給水量の増減が見込まれる場合はあらかじめ基準水量変更申請書(様式第4号)を提出すること。	

年 月 日

様

榑原市長

水道料金軽減不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました地下水利用から榑原市上水道への転換に係る水道料金軽減の適用については、審査の結果、不承認としましたので通知します。

お客さま番号		
軽減の適用申請がされた水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
不承認の理由		

年 月 日

(宛先) 榑原市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者職氏名)

電話番号

基準水量変更申請書

地下水利用から榑原市上水道への転換に係る水道料金軽減の適用を受ける以下の水栓地において、基準水量の変更を申請します。

お客さま番号		
軽減の適用がされる 水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
変更日	年 月 日	
変更理由	増築・減築・その他()	
1日最大給水量	変更前	m ³
	変更後	m ³
添付書類等 (添付済みの場合は レ点記入)	<input type="checkbox"/> 変更前の1日最大給水量が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 変更後の1日最大給水量が確認できる書類	

年 月 日

様

榎原市長

基準水量再決定通知書

年 月 日付けで申請のありました基準水量の変更については、審査の結果、以下のとおり再決定しましたので通知します。

お客さま番号		
軽減の適用がされる 水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
再決定基準水量 (1か月当たり)	m^3	
再決定日	年 月 日	
再決定基準水量 適用の開始月	年 月分から	
備 考		

年 月 日

(宛先) 榊原市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者職氏名)

電話番号

地下水不使用届出書

地下水利用から榊原市上水道への転換に係る水道料金軽減の適用を受けた以下の水栓地について、今後地下水を使用しないことを届出します。なお、この届出に反して地下水を使用した場合は軽減の適用が取り消されることに同意します。

お客さま番号		
軽減の適用を受けた水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
軽減決定日	年 月 日	
地下水施設の状態	年 月 日 廃止済・封鎖済 (封鎖の場合の封鎖方法)	
備考		

年 月 日

(宛先) 榊原市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者職氏名)

電話番号

水道料金軽減取消申請書

地下水利用から榊原市上水道への転換に係る水道料金軽減の適用を受ける以下の水栓地において、当該軽減の取消しを申請します。

お客さま番号		
軽減の適用を受ける 水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
取消希望日		
申請理由		

年 月 日

様

榑原市長

水道料金軽減取消承認書

年 月 日付けで申請のありました地下水利用から榑原市上水道への転換に係る水道料金軽減の取消しについて、以下のとおり承認しましたので通知します。

お客さま番号			
軽減の取消申請があった水栓地及び施設名等	水栓地		
	施設名	電話番号：	
取 消 日	年 月 日		
水 道 料 金 軽 減 適 用 最 終 月	年 月分まで		
備 考			

年 月 日

様

榑原市長

水道料金軽減取消通知書

以下のとおり、地下水利用から榑原市上水道への転換に係る水道料金軽減を取り消します。なお、年 月 日の検針日以降は、榑原市上水道給水条例第23条の水道料金を適用しますので併せて通知します。

お客さま番号		
軽減を取り消した水栓地及び施設名等	水栓地	
	施設名	電話番号：
取消理由		